

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宍粟市	小野 地区(小野集落)	令和5年2月	—

### 1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	12.88 ha	
①人・農地プランの耕地面積	9.26 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.73 ha	94.3 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	3.69 ha	39.9 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.04 ha	54.4 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	3.35 ha	36.2 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	0.92 ha	9.9 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	0.77 ha	8.3 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	0.53 ha	5.7 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答) 住宅地介在農地及び山裾の在来田は除外している。		

- 注1: ③④の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ⑥の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

アンケート結果では回答した地区内農地所有者又は耕作者の耕作面積は8.73haで内70歳未満の耕作面積は3.69ha(39.9%)、70歳以上の耕作面積は5.04ha(54.4%)となっている。うち後継者がいる農業者の耕作面積は0.77ha8.3%となっている。70歳未満の所有者も5年後には70歳以上を迎える者がほとんどである。又、その内容も各所有者が農業法人、個人の耕作者に貸付、作業委託しており将来に渡って農地を守るため、担い手の確保と農地の集約化を検討し取り組む必要がある。また耕作者が主体となって行っていた水路、農道、畦畔等の維持・管理についてどのように取り組むか検討する必要がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小野地区は所有地が10～30aで1枚の田の面積が10a前後の小規模農家で従来より水稻栽培が中心で一部野菜栽培を行っている。水稻栽培については地元農業法人、地元耕作者に各農家が貸付、作業委託(一部作業委託含む)を依頼しており、自力での耕作者はわずか2名という現状である。当面は耕作を希望する所有者もあり現状どおりの耕作を基本とするが、高齢化、後継者不足、耕作費用負担等から将来の担い手(経営体)の導入及び農地の集約化に向けての取り組みを検討する必要がある。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和 年 月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	0.00 ha	水稻	2.02 ha	
計	1 経営体		0.00 ha		2.02 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 当面は作業委託による耕作を希望する所有者もあり現状どおりとするが高齢化、後継者不足、耕作費の負担から貸付けの希望は増加すると考えられる。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 前途の理由から地区内の農地貸付地は増えると考えられる。現在、地区内での貸付相手方の地元農業法人、耕作者との調整は必要となるが農地中間管理機構へ取り組みを検討する必要がある。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策の取組方針 近年鹿、猪の出現は頻繁で集落の周囲を囲んでいる金網柵は破られ農作物は食い荒らされている。年1回田植え前に自治会全員で柵の補修作業、春と秋に2回農会役員による点検補修作業を行っており、また被害発生時には随時補修作業に取り組んでいる。猟友会による有害鳥獣駆除の申請をして駆除に協力し農作物の被害防止に取り組んでいる。電気柵設置の取り組みも検討する必要があるが当面防止対策は今の活動で継続していく必要がある。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針 現在、自治会全員で年2回維持管理活動を行っており、また、多面的機能支払交付金事業の取り組みで活動グループによる維持管理活動を進めている。今後とも継続して取り組んでいく必要がある。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1	宍粟市波賀町小野6	1,067		
2	宍粟市波賀町小野9-1	2,094		
3	宍粟市波賀町小野11-2	292		
4	宍粟市波賀町小野101	1,238		
5	宍粟市波賀町小野120	744		
6	他アンケート結果のとおり	39,916		
	計	45,351		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。